平成２１年（フ）第５０５号
静岡県沼津市桃里431番地の１　エンゼルハイム桃里213
債務者　後藤　浩久
１　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５２５号
静岡県裾野市茶畑1440番地　茶畑団地９―105
債務者　吉村　公成
１　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５２９号
静岡県伊豆市大平柿木1079番地の10
債務者　長谷川丈男
１　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５３２号
静岡県沼津市駿河台１番地の10
債務者　鈴木　　譲
１　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２７９１号
名古屋市守山区小幡２丁目８番28号
債務者　阪野　弘之
１　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０３７号
名古屋市天白区原４丁目1705番地
債務者　中本　光浩
１　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０８０号
名古屋市守山区小幡南１丁目３番９号　花美マンション203号
債務者　池田　まり
１　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１４４号
愛知県愛知郡長久手町杁ケ池701番地　エルピス杁ケ池307号
債務者　石井　直子
１　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７４号
京都府綾部市物部町南中縄手31番地の１
債務者　田中美代子
１　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第８４２１号
大阪府豊中市緑丘２丁目３番16号
債務者　二口ひとみ
１　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８０１号
大阪市生野区生野西４丁目10番７号　金田方
債務者　野中あやか
１　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１０２号
大阪府吹田市岸部南２丁目26番33号
債務者　吉本　　治
１　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１３８号
大阪府岸和田市上町28番23―102号
債務者　橋本　興司
１　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１４号
岡山県笠岡市北木島町9768番地17
債務者　米田　雄樹
１　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４１５号
岡山県笠岡市北木島町9768番地17
債務者　米田　尚子（旧姓長濱）
１　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４１７号
岡山県倉敷市西阿知町西原724番地７
債務者　根本　堅司
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４２０号
岡山県倉敷市上富井203番地５　フレグランスＡＳＫＡＣ棟101号
債務者　大道　智之
１　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第６５号
広島県三次市十日市西５丁目13番18号
債務者　松浦　　純
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
広島地方裁判所三次支部